

重要事項説明書

社会福祉法人 一心福祉会
居宅介護支援事業所 介護支援センター やんばる

重要事項説明書(介護支援センター やんばる)

居宅介護支援のサービス提供の開始にあたり、指定居宅介護支援事業運営規程 6 条に基づいて当事業所があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1・事業者

事業者の名称	社会福祉法人 一心福祉会
法人所在地	沖縄県国頭郡大宜味村字津波 1971 番地 761
法人種別	社会福祉法人
代表者氏名	理事長 山城 豊
電話番号	0980-44-2234

2・ご利用の事業所

事業所の名称	介護支援センター やんばる
施設長名	管理者 安里 美紀
施設の所在地	沖縄県国頭郡大宜味村字津波 418 番地
電話番号	0980-44-1919 ※24 時間電話 (転送の場合有)
FAX番号	0980-44-2398
指定事業所番号	4771200039 号 平成 12 年 3 月 16 日指定

3・御利用施設で併せて実施する事業

事業の種類		沖縄県知事の事業者指定		
		指定年月日	指定番号	利用定員
施設	介護老人福祉施設	平成 12 年 1 月 25 日	沖縄県 4771200013 号	54 人
居宅	通所介護	平成 12 年 3 月 28 日	沖縄県 4771200013 号	25 人
	短期入所生活介護	平成 12 年 3 月 6 日	沖縄県 4771200013 号	4 人

4・事業の目的及び運営方針

- 事業所の介護支援専門員が、要介護状態にあたる高齢者に対し適切な指定居宅介護支援を提供する事を目的とする。
- 利用者が要介護状態にあっても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるように配慮し、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効果的に提供されるよう、公正中立な居宅介護支援を行うとともに、地域との結び付きを重要し、市町村等保険者、居宅サービス事業者との連携に努める。
- 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。

5・職員の職種、人数及び職務内容

従事者の職種	員数	区分				常勤換算後の人員	事業者の指定基準	保有資格の内容			
		常勤		非常勤							
		専従	兼務	専従	業務						
管理 者	1		0.2			1	1	主任介護支援専門員			
介護支援専門員	1		0.8	0.4		1.4	1	介護支援専門員・介護福祉士 看護師			

6・職員の勤務体制

従事者の職務	勤務体制	休暇
管理 者	正規の勤務時間帯(8時30分～17時30分)	4週8休
主 任	正規の勤務時間帯(8時30分～17時30分)	4週8休
介護支援専門員	正規の勤務時間帯(8時30分～17時30分)	4週8休

7・営業日

営業日	年末年始を除く月曜日～金曜日
営業時間	8時30分～17時30分

8-1・事業の実施地域

実施地域	大宜味村、東村
------	---------

8-2・事業所のケアプラン利用状況

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は以下の通りです。

①前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護	59%
通所介護	98%
地域密着型通所介護	100 %
福祉用具貸与	47%

②前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

訪問介護	いっしん 59 %	介護ひがし 25%	ゆらぎ 5 %
通所介護	デイやんばる 98 %	名護リハビリ 2 %	
地域密着型通所介護	いきいきデイサービス 100%		
福祉用具貸与	サトウ (株) 47 %	いやしの郷 34 %	なぐ交じり 12 %

9・苦情等申立先

サービス提供に関する苦情や相談は下記の窓口でお受けします。

当施設ご利用 相談室	<p>窓口担当者 安里 美紀 監督責任者 新城 靖史 利用日時 月～金曜日 8時30分～17時30分 ※24時間電話（転送の場合有）での受付可能 利用方法 電 話 0980-44-1919 F A X 0980-44-2398 苦情箱 介護支援センターやんばる事業所内に設置 第三者委員 前田悠嗣（大宜味村）080-1724-4945 福永政也（東村）090-3793-2009</p>
市町村 苦情受付窓口	<p>大宜味村地域包括支援センター 沖縄県国頭郡大宜味村大兼久 157 番地 電 話 0980-44-3011 F A X 0980-44-3623 利用日時 月～金曜日 8時30分～17時15分</p> <p>東村地域包括支援センター 沖縄県国頭郡東村平良 804 番地 電 話 0980-43-2212 F A X 0980-43-3050 利用日時 月～金曜日 8時30分～17時15分</p> <p>沖縄県介護保険広域連合 計画推進課 指導係 沖縄県中頭郡読谷村字比謝石 55 番地 比謝石複合施設 2階 電 話 098-911-7502 F A X 098-911-7506</p>
沖縄県 苦情受付窓口	<p>沖縄県国民健康保険団体連合会 （苦情処理相談窓口） 電 話 098-860-9026</p>

10・提供するサービス

(1)居宅サービス計画の作成

- ・あなたの居宅を訪問し、あなたや家族からお話を伺います。
- ・あなたの了解を得て、主治医等に意見をお聞きする事があります。
- ・介護支援専門員を中心にサービス担当者会議を開いて検討します。
- ・サービス作成の内容、利用料、保険の適用など一切を御説明し、了解を得ます。
- ・居宅サービス計画書の交付を行います。

(2)介護認定の申請、変更の代行。関連申請者等の連絡調整。給付管理表の作成・提出

- ※サービスの提供にあたっては、あなたの要介護状態の軽減もしくは悪化の防止を図り適切にサービスを提供します。
- ※サービス提供は、懇切丁寧に行い、分かりやすいように説明します。ご不明な点がありましたら、いつでも担当介護支援専門員に遠慮なく質問して下さい。

10-2 利用者自身によるサービスの選択と同意

(1)利用者自身がサービスを選択することを基本に支援しサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者または家族に対して提供するものとします。

- ・指定居宅介護支援の提供の開始に際し、予め利用者に対して、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることが出来ること、利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定理由の説明を求めることができます。
- ・特定の事業所に不当に偏した情報を提供するようなことや、利用者の選択を求めるところなく同一の事業所主体のみによる居宅サービス計画原案を提示することはいたしません。

11・担当介護支援専門員

あなたを担当する介護支援専門員は、_____です。介護支援専門員は常に身分証明証を携帯していますので、必要な場合はいつでも、その提示をお求め下さい。

12・担当職員の変更

あなたは、いつでも担当の介護支援専門員の変更を申し出ることができます。その場合は、変更を拒む正当な理由がない限り、変更の申し出に応じます。当事業所は、担当の介護支援専門員が退職・人事異動する等正当な理由がある場合に限り、担当介護支援専門員を変更することができます。その場合は、事前にあなたの了解を得ます。

13・プラン料について

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担は有りません。保険料の滞納により、法定代理受領が出来なくなつた場合は、1ヶ月につき要介

護度に応じて支払いして頂き当社からサービス提供証明書を発行します。このサービス提供書を後日、役場の窓口に提出しますと全額払い戻しが受けられます。

1 4・入院時における医療機関との連携促進

入院時における医療機関との連携を促進する観点から、あなたやご家族が、入院時に担当介護支援専門員の氏名を入院先医療機関にお伝えするようお願いします。

1 5・主治の医師及び医療機関等との連絡

介護支援専門員は利用者の主治の医師及び関係医療機関との間において、利用者の疾患に関する情報について必要に応じ連絡をとらせていただきます。そのことで利用者の疾患に対する対応を円滑に行うことを目的とします。

1 6・公平中立なケアマネジメントの確保

あなたとの契約にあたり、あなたはケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の指定居宅サービス事業所の紹介を求める事と、その選択理由の説明を求める事が可能であり、担当介護支援専門員はあなたとその家族に文書の交付とともに口頭で説明を行います。

1 7・秘密の保持

事業所は、介護支援専門員及び事業者の使用する者は、サービス提供する上で知り得た利用者及び家庭に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。

1 8・感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、以下による内容措置を講じるよう努めます。

「感染症対策委員会」、「担当者の設置」及び「指針の策定」

感染症の予防及びまん延防止のための研修を法人が主催する研修会へ参加し予防に努めます。

1 9・虐待の防止

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下による内容措置を講じるよう努めています。

「虐待防止委員会」、「担当者の設置」及び「指針の策定」

介護支援専門員に対し、虐待防止のための研修を介護支援専門員協会及び支部等

が開催する研修会への参加や事業所内での勉強会を行い防止に努めていきます。

20・業務継続計画の策定

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

また、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めます。

定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

(サービス計画の作成・見直しにかかる情報提供についての)

同意書

私は、介護サービス計画の作成及び見直しを行うためにサービス担当者会議において利用者個人、その家族に関する情報（主治医意見書、日常生活の状況家族状況等）について居宅サービス事業所、介護保険施設の関係者に提示することに同意します。

個人情報の利用目的

介護支援センターやんばるでは、個人情報保護法及び利用者の権利と尊厳を守り安全管理に配慮する「個人情報に関する基本方針」の下、ここに利用者の個人情報の「利用目的」を公表します。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

1. 介護サービス計画の作成及び見直しを行うためのサービス担当者会議において、利用者の身体状況・日常生活状況・家族状況等の情報の提示。
2. 居宅サービスを提供する介護支援事業所等への連携を図る情報提供。
3. 介護保険事務のうち更新（区分変更）時の申請代行
4. その他外部監査機関等への情報提供、事例研究や学生の実習への協力等。

なお、利用者本人の同意を得ないで、利用目的の必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことはいたしません。

私は、本書面に基づいて当事業所の職員(氏名)_____ (職名)介護支援専門員から上記、重要事項の説明を受け内容に同意し交付を受けました。

令和 年 月 日

利用者	住 所	
	氏 名	印
	連絡先	

利用者の 家族等	住 所	
	氏 名	印
	連絡先	
	続 柄	